

安齊隨筆

前集

九

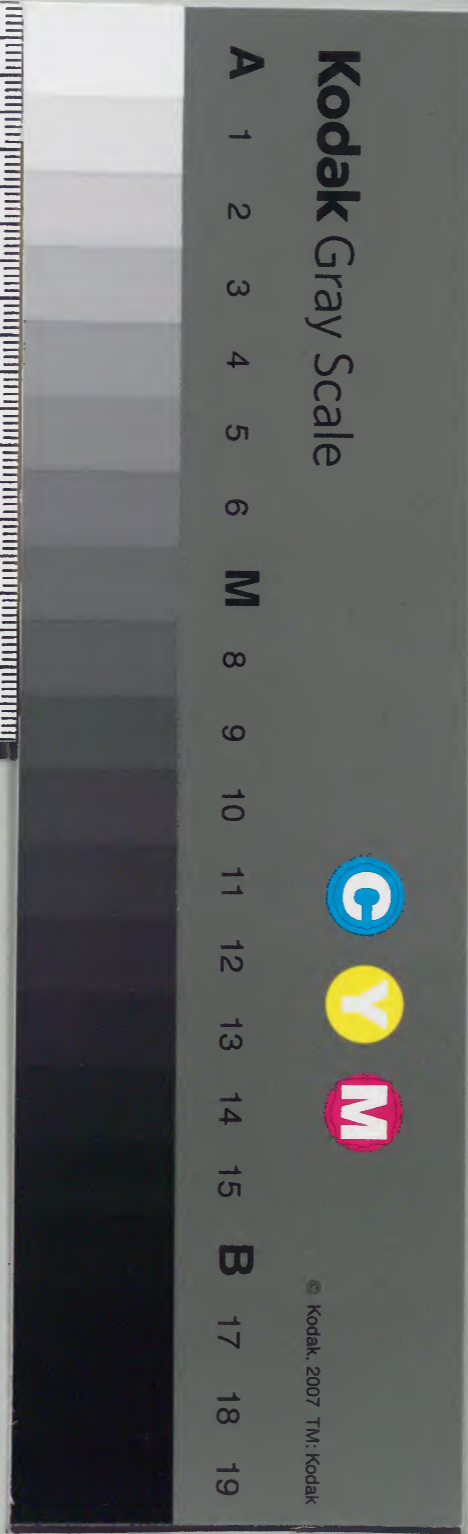
安齊隨筆

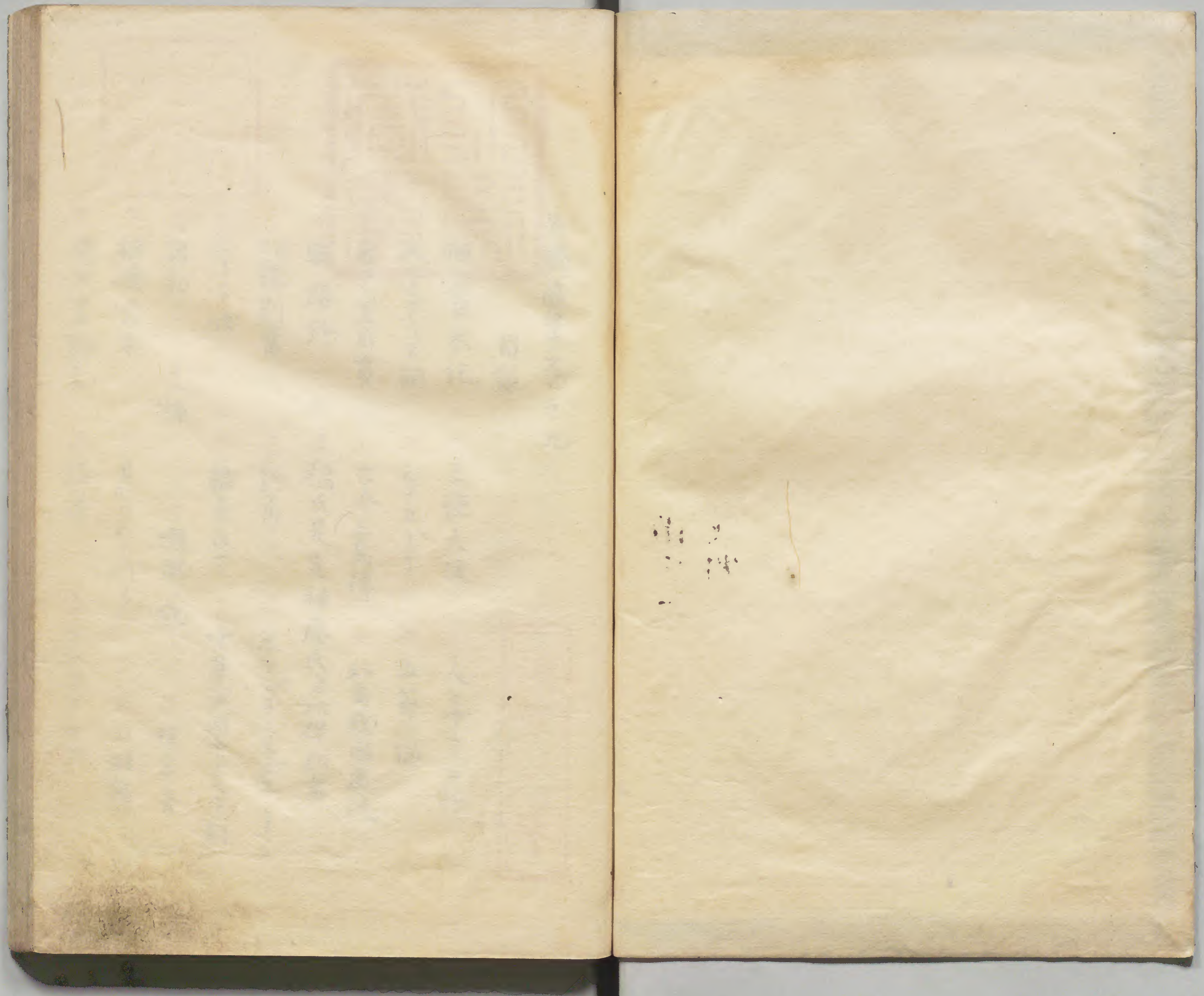
庫	文	閣	内
三二函	一八八九	冊	和書類

庫	文	閣	内
三二函	一八八九	冊	和書類

内閣文庫			
番號	和	18819	
冊數	30 (9)		
函號	212	21	

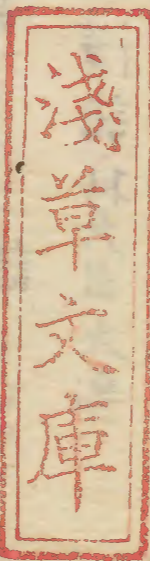
受借





安齊隨筆 卷之九

目錄



- 一 假名日本紀
- 二 三種大祓
- 三 人とフト、云詞
- 四 人とテ、云詞
- 五 二十カトリ
- 六 五節ノ柳
- 七 太刀空目貫
- 八 古今三鳥傳
- 九 和哥我國風流
- 十 驛路鈴
- 十一 橋氏は定移藤氏
- 十二 功課別當
- 十三 功課別當
- 十四 三鈴舟
- 十五 米とシ子とヨ子と云
- 十六 五八十状
- 十七 雑色白丁
- 十八 中華中国中夏中朝
- 十九 詔勅
- 二十 權
- 二十一 啜粥ノ祝
- 二十二 權字音
- 二十三 相撲衣裳束
- 二十四 日かげのうら
- 二十五 刀劔飴
- 二十六 常人書朝臣
- 二十七 講頌
- 二十八 ハウアター

六 鷓鴣不血 七 錢五百文 八 海月

九 古眼今眼 一〇 ミコノムラ 一一 不醉酒藥

一二 矮大ノ訓 一三 今ノ字 一四 兼宣旨

一五 禪師ノ親王 一六 古今集哥屑 一七 大行天皇

一八 肩衣 一九 上下 二〇 江坂氏 二一 直垂

二二 漢唐 二三 猫 二四 ワサト 二五 ムツカシ

二六 後又僕ノ訓 二七 真男鹿 二八 甲ノ字訓

二九 墨流 三〇 墨ヨリノコト 三一 古史通

三二 神代事跡 三三 漢音 三四 漢語抄

三五 神代文字 三六 大臣大連

三七 中臣 三八 吾国事失古風 三九 エヒスノ名目

四〇 神代文字 四一 吳ノ恭伯秦徐福 四二 卷川日記

四三 殿中 四四 神道 四五 一体和尚 四六 伊弉册尊

四七 神書八字 四八 天津金木 四九 片假字子假字

五〇 存ノ字 五一 無病之稱 五二 書記官之訓

五三 一体和尚ノ歌 五四 崩薨 五五 遺言辭院号

五六 神代事蹟 五七 罪ノ字訓 五八 公事

五九 日下部

安齊隨筆卷之九

一 假名日本紀 釋日本紀卷十四曰假名日本紀者太政殿

下ノ御書也博士為決此疑申給ル○同書卷一題曰問考

讀此書將以何書備其調度哉谷師說先代舊本

紀上宮記古夏紀大倭本紀假名日本紀等是也又問假

名日本記何人所作哉又此書先後如何谷師說元慶說

貞大云元慶私記多ク之為證此書私所注出也作者不詳又問假

名本ノ元来可在為嫌其假名ヲ養老年中ニ更ニ撰此書然

則為讀此書也不可謂私記不谷所疑有理但未見其作

者フ今按假名本世ニ部アリ其一部者和漢之字

相雜テ用之其一部者專用假名倭言之類上宮記之假

りりて松詞ししるし阿波しち松詞しちカトリしち阿
波を粟ふりせし。ちナカトリアハしちドリしちトルしちハ
作業の詞し鳥の名しち松詞の異説あるハ誤し

一 五節ノ櫛 五節ノ童御覧の針舞姫御前ふあつて冬
の紙ときりて櫛を色しち御前より置て退くし御目
しゆりしち舞姫の櫛をハ五節しち御前より櫛置るる体
古々五節の繪巻物よりしち。右系ち史建礼門院家集
の巻をいぬのかしちやよめの人ハちち史あるよめ人の中紀
し史しち五節ふ櫛をいひしちえしちしちたぶしちれ
あいのしち史しちやち史しちふしちむすむすしちしちしち
あのちち史しちかきしちしちしちしちしちしちしちしちしち

あーりちのしちしちしちしちのしちしちしちしちしちしち
返しちりしちしちしちしちしちしちしちしちしちしちしち

あーりちのしちしちしちしちのしちしちしちしちしちしち
○今昔物語伝実朝
臣ノ作ちちしちしち伊世五節のちゆしちしちしちしち
たれしちやのちつちのちある女のちむしちしちしちのちしち
しちしち事ちちちちしちしちしちしちしちしちしちしちしち
しちしちしちしちしちしちしちしちしちしちしちしちしち
人のけちはしちしちしちしちしちしちしちしちしちしちしち
ひつちのちしちしちしちしちしちしちしちしちしちしちしち
くち史しちしちしちのちせしちしちしちしちしちしちしちしち

貞丈之史前しちしちしちしちしちしちしちしちしちしちしちしち
史しちしちしちしちしちしちしちしちしちしちしちしちしちしち
○公事 根原 一條兼良之作 中七
十一月五節ノ祭

山陽道

播磨国伊_{ハシ}美作国中山 備中国吉備津彦

西海道

筑前国宗像 住吉 筑後国 高良守佐 香推
肥後国阿蘇 石清水姫

土

一 橘氏は定移藤氏并功課別當 玉海卷十七下曰抑此一族

貞大云藤氏 一族也 為橘氏は定由來者氏公卿絶之後無人了

行氏爵事仍寛和之頃中関白道隆為大納言之時蒙

宣旨所行也其所以者撰津守中正之妻者中納言隆清

女也即道隆道兼御堂等之奉状宣旨等撰

橘氏

請以右大臣被令定行氏爵

右氏人之中無公卿之時隨氏族申請被下 宣旨金

定行氏爵者例也爰於旧風為中納言橘澄清卿女嚴

子之外流依非無昭穆請申関白之處分已以如件仍錄

宣状謹請處分

安元三年四月十三日

散位從五位下橘朝臣_{ハシ}

散位從五位下橘朝臣政光

散位從五位下橘朝臣親良

散位從五位下橘朝臣以実

散位從五位下橘朝臣_{ハシ}

散位從五位下橘朝臣清成

從五位下行車人正橘朝臣清定

前筑前守正五位下橘朝臣以定

正二位大納言源朝臣定房

宣奉 勅宣令件大臣定行彼氏爵受者

同年五月廿三日大外記兼越中權守清原真人頼業
奉

功課別當仰言様

正六位上橘朝臣国貞

安元三年六月五日

被是定右大臣宣云件人宜為梅宮功課別當者

同奉 同年同月同日別當正五位下行少納言兼侍從長門權守
平朝臣信季奉

一 功課別當 右見し勤任の功勞多し人ぞ擢り官位を

進せしむるし其功勞と按りて申す行人と功課別當と

云功課と功過し書ハ誤し

一 鈴舟 丈夫抄廿二雜部四野、題千五百番新合計の

極儀法楷所昭しるるものとすりや、ハくんは塵

のくは、さるなりきり 鈴舟の事日本紀に仁徳紀歟

あり新りも紀ノ新也、武尾沈み記中或書は、新平

の舟 玉東行年、何の某と云ふなり、り、記に仁徳紀、ハくんは塵

の舟 懸頭路鈴 鈴舟の事、ハくんは塵、り、記に仁徳紀、ハくんは塵

あり、丈夫抄殿昭の舟、ハくんは塵、り、記に仁徳紀、ハくんは塵

ハくんは塵、り、記に仁徳紀、ハくんは塵

一 糸とシ子とヨ子と云 糸とシ子と云 和名抄ニ 糞カキシ子加知カキシ子と

又本抄カキハ
糞加知ニハ
シ子ハ糸ト
カキハ春シ粘乃古利之祿春テ精ガテ 禰亦字流之祿カキ又古

奇子才シ子と流ハ遅糸シオリシ子と略シテ乃シ子と云

右伊れトシ子と云ハ糸のウシシ子と云ハ死子ト云ハ似テ

シハ後代物ト云ハウシト云子とヨ子ト云ハウシト云ハ古

の意アリト云ハ初アハ無ト云ハ似テ有リノミト云ハウシ

ト云ハ似テ有リト云ハ

一 八十廿 放物シ庄園云々ト人ト漢ク典ツク時神々ト

をハチキテ漢ク伝モトケト書クハ似シ昂ユツリ證文

古文書ハハチキ
似ト云ハアリ

雑色白丁 職員令ノ木工寮ノ工部ニシテ義解ニ謂ハ

不限 雑色白丁ニ取知エラ者充テク○貞女ト雑色ト白

丁ト衣服の色トリウケテ多クハ非シ 雑色ト白丁ト無位無

官トテ奉仕スル賤シ者シ 雑色ノ色ノ字ハ品ノ字ノ

意トテ雑品ト云フト云 雑品トテ即ハ人品ト云フト白

丁ト白ハ素ノ字ト意アリト云 雑品トテ即ハ人品ト云フト白

ノ人ハ身ト彩色アリト云 無位無官ノ人ハ身ト彩色アリ

ト云キト云 故ト白丁ト云ト云ト字ヨホロト 別テ人ト云

仕スル者ノ事ト云 仕丁ト云ハ此事シト云令ニ男ハ廿一ト為

丁トあり字彙アリト云民ノ年廿ト云ト成丁トあり玉篇丁

ノ字ト註強シ壯トあり男年二十以上ハ身強ク壯ト云ト云

人ト云ト云 仕丁ト云ト云ト云 白丁ト云ト云 白張ト云ト云

版と着るゆへ白丁と云或説あり白丁ノ白ハ白張ノ白ハ別了也○後代家儀の品々雑多と云名目ありし雜物を鄭々然の名こ

一 中華中国中夏中朝 是等ハ国名ナ非丁国を貴ひ褒て多稱し我國上古豊葦原中列しと中列中国曰一類聚國史百九十九 崑崙人後頗習中国語とあり此中国ハ日本ノ事と云し漢土ノ人ハ其自国を貴ひ褒て右ノ如く稱し日本の人々又自国を貴ひ褒て右ノ如く稱し然るに近世俗儒の輩 日本ノ事と云秋と稱し漢土の事と云華中国と云 稱すハ大畏のこあるに大賊し我を國と賤しけし外國を貴ふ事ハ其意ナ非と云

聖人の通し承けり

一 詔勅 二字サキコトノリ訓して天子の御詞と詔と勅と云然れし少差別ありと云今ノ義解曰詔書勅旨曰く是論言し俱臨時の大事と為詔ト尋常小事と為勅ト云

一 攤 玉海 兼月輪白記 仁安二年土月 六月小兒誕生ノ事ヲ記ス 十二日今日御

湯了 中 膳 此間客人饗 次有攤 夏ナリ 先置紙 ラズ御料紙於折敷居坪殿上人料

教人別置五位役し 次撤座 座 上饗饌次立切燈臺 藏人 次敷菅四座次置筒於同座中央次自下膳各取紙置四座進伏度次自下膳次第進寄折折宗家卿每度入口同書同年十二月十日今日撰政献所移徒也 中 膳 此間客人饗 次置攤紙

家主科 下官料 乾明 次弟置之 人別一積置名 殿上人中只

一積次饗饗 皆撤之成轍座上而 次經房殿上人 指笏取紙經

云卿座來 此間資長云若殿上人可 經笏子撰政云經座 者經房突膝置四座

先朝臣取紙參上置之 儀如初 此間撰政令云先々殿上

人二人取之今不可寄也仍通能信範不寄余按之先經房 信範等可寄

不可寄元俊先等 次右大弁実細卿取紙經座中 置之左指笏右

廻復座次家通指笏進寄置之各置四座上 拔笏不揖 復座 大

次親此 在家皆 如此 次親範 同家通 次雅賴同前指 左廻 次邦細同雅 賴 次忠親同邦 細 次

資長同忠 親 次家通同資長 脱文 次宗家同家通 但左廻 次実細同宗家 脱文

次実房同実 細 次下官不指笏難不措四座依為座前事有煩仍懷中之舞 三置膝下是非常然而懷中者每度自發凡仍以今

按局 下官人毎折了入塞撰政 命 下官攤之時次人可入之 由或人多然而撰政自入由彼人今仍所為 次撰政折

了則下官退出了 則直火次引出物馬前駢受取之引出

折中 詳ろ 右ろ 右三 筒ろ 塞ろ 此ハ雙六の類 此ハ

紙以下 賭物り 勝負と 批む 詳ろ 此ハ雙六の類 此ハ

百五十年 此ハ雙六の類 此ハ雙六の類 此ハ雙六の類

攤の事 此ハ雙六の類 此ハ雙六の類 此ハ雙六の類

の事すす○貞丈按攤ハ雙ハ古の〜〜寒と筒ふ入丁
 おもひありあるは玉海の文あり考〜物〜雙と曰
 事〜ふあ〜和名抄雜氣類ハ雙ハと攤ハ別〜ふ出
 せ〜和名抄ハ雙ハと兼名苑ハ雙ハと子一名ふ兼ハ今按ハ傳ハ
傳音博俗云又々意錢攤字後漢書ノ注々意錢世間云世今
須ス呂久之攤錢掛苑殊叢抄以手有所モム擡謂之攤唐韻曰那
擡擡ハ亦作攤ハ世間云○ほれ〜事林及攤春作飽宏博經音諾何及
馱擡音七何及手攤錢ハ訓毛無意錢者何兼天纂文云詭億一曰射意一曰射教即攤
 錢ハ○自らハ漢士ハ攤錢射意射教ハハハ故云とモム事
 あり〜とゆけ方〜和名セウキ〜とハ錢と的〜と列
 の錢と〜とモミテ的の錢とハツヤ〜の事〜あり〜ハ

双六ハ列の事あれ〜玉海ハ筒塞の〜ありけれ〜事
 あり寒とぬれ〜と大漢重六ノ名あり〜りつて考
 事漢ハ攤と双六の異名の〜〜絲〜と〜〜原順のハ
 ハ雙六ハ攤ハ別ハ

一 啜粥クハリサユノ祝 兎尾ハ之夜ハ啜粥ハ〜祝ハ或あり玉海云仁安
 二年十二月ハ庚ハ自其夜ハ時許有産氣中卵ハ列斗
 平産男子中ハ八ハ人ハ之夜ハ啜粥ハ御前物斗ハ先自
 前内府斗未定成列供御前物折櫃十二本陪膳竹修織物修ハ理
 方丈頼輔ハ後人藏人五位六七人斗自南面階ノ隱
 間供ハ女房等居簾中傳取供夏陪膳起座不
 被出之次有啜粥事其儀シモケイシ先下家司二人昇立粥菓ハ

脚於南庭

當階南間去初下
四五尺立之

次問口家司兵部大輔顯方

着座

先例四位以下而令度四位
稱障仍五位上篇勤仕之

次粥役人等七人入自東中川

列立案南下家司二人取松明分立左右先盛粥授役

人等次家司問云タツ次彼人第一人

能登權守久明
兵部大夫五位

又問云

此殿ハ二夜ナキシタマフ姫君オハシマス顯方答云粥役人

ト云次弟廻殿中ヲ三及毎度下家司食人粥シ粥役人

問之答云

家司ノ問之更
初度斗シ

廻了ヌ家司紀座ヲ次役人等置膳

器於案上退出了下家司傳取ヲ可置シ次昇出案

權字音

俗ハ清音ナリケシトモリシ濁音ノ字シ至

篇ニ具員ノ切シ然レハ濁音シケレトモリト号音ナリハ

ゴンシ

相撲装束 江次郎 次相撲長左右各二人

退紅袍白ノ袴白布
袴身伶尻袴

取田座置蓋布之前二許丈

一枚分短衣料一枚分刺座在
南面田座右各一丈五尺斗當三間

二府將

次一審

左右出着葵華取短衣分北田座進立
檜樹下次右出着瓊葉次審員方先進之

又云前髪乱撥鼻禪

則相撲長致到於檜樹下結云 江次郎 相撲人二十

人次列行列

其装束烏帽子狩衣
袴惠禪

差紐狩衣著帶不著下著

袴徒跣 相撲人二人冠纓褐衣布帶白半臂下襷白

不袴糸鞋尻鞘

九九尻鞘
右奥形

足指 左緋
右繩額額

日かげのりし 一年後俣明りし 三行あり

下ふりけのりし 是より運りしハよりきり

貞丈

又せきやいものけりあはしきさるしのかはりし

ちいしうのちとちかきーロウのちとちかきー
ちいしうのちとちかきーのちとちかきー
ちいしうのちとちかきーのちとちかきー
ちいしうのちとちかきーのちとちかきー
ちいしうのちとちかきーのちとちかきー
ちいしうのちとちかきーのちとちかきー
ちいしうのちとちかきーのちとちかきー
ちいしうのちとちかきーのちとちかきー
ちいしうのちとちかきーのちとちかきー
ちいしうのちとちかきーのちとちかきー

さざりてけとまうひて作れりし日の神天の志を
りかひし時空の神の志を
はひけのちとちかきーのちとちかきー
ちいしうのちとちかきーのちとちかきー
ちいしうのちとちかきーのちとちかきー
ちいしうのちとちかきーのちとちかきー
ちいしうのちとちかきーのちとちかきー
ちいしうのちとちかきーのちとちかきー
ちいしうのちとちかきーのちとちかきー
ちいしうのちとちかきーのちとちかきー
ちいしうのちとちかきーのちとちかきー

一 刀劔 ちいしうのちとちかきーのちとちかきー
戦場のちいしうのちとちかきーのちとちかきー
事ゆし古の名将勇士をカカうのちとちかきー
ちいしうのちとちかきーのちとちかきー
のちとちかきーのちとちかきーのちとちかきー
のちとちかきーのちとちかきーのちとちかきー
のちとちかきーのちとちかきーのちとちかきー
のちとちかきーのちとちかきーのちとちかきー
のちとちかきーのちとちかきーのちとちかきー
のちとちかきーのちとちかきーのちとちかきー

きて柄巻より糸草ふしのまづぬる又握りしりしり
のりふれハ程の大小と撰む事勿しざりきふふれハ
く鐘ハ拳^シと切られぬるふれハ能鍛しりき月一さま
くの彫りてまづハ弱くて悪し其外同費フ千頭セ
ツハハキカ子あしハ銅しりしり彫物ふハ用ふまを又
刃ハ本所流目利極れふしと相しりき事勿れ切ぬ
物間とあしタメシ物とく能骨ノ切と用し一介世の
武士ハ人がく焼くくあてぬハ十二カラのく衣服ふ
と花番と勝て人々誇り其風俗ハ悪し一カハ刃と鈍
刃と外の飾ハ華麗し高金と出く作しりし人々
くせと誇りしりぬし諸事皆此の風俗ありぬ

虚を考ふし其実ハあり

二五

常人書朝臣 或親ま帝ノ人ハ保朝臣平朝臣ふし書
しりしり按此親ハ和身ノ懐紙ノ書式と一途子守て
らるし一懐紙ハ四位以上氏ノ下朝臣名乗と書く五位ハ
氏ノ下朝臣と書くし名乗と書く六位ハ氏し朝臣と書ス
しりしり名乗と書くし書し又書籍ノ奥書と書くハ五位六位
らりしり氏ノ下朝臣と書くし若しりし懐紙ハ朝臣
しりし朝臣ハ氏と離ス姓カ子とれハし位署ハ一位より下
何位と書くし氏朝臣名如此定式し

講頌 中院通茂御七十賀記 讀師講師発声講頌ト
アリ 講頌しりハ講師ノ後ハ座音曲人或ハ詠吟モシツ

二六

ケル世年名キホヒカ、リテ披講の哥と云々聞テ詠吟
 するし是と講頌ト云石野平藏 〇披講ト云ハ和歌ふフニ
 と云ク講師ト云ハ講師ト云ク講頌同音ふト云
 云々
 一 ケハウアタニ 増後卷五ニ云々の西園寺のたゞる相や
 師ト云クト云クト云クト云クト云クト云クト云クト云ク
 かいまうくひびきのつれとれとれとれとれとれとれとれ
 〇文永 五年 中畧 〇華道 の夜に槍を入給つたり
 を人のめすもさうりらでうつらうりら顔とみづらうり
 すらうり目のかばりまうりれハ外ほらやまうりら
 まうりらの入まうりらまうりらのひびとれとれとれとれとれ

まうりら人のまうりらまうりらまうりらまうりらまうりら
 按正法の外まうりらまうりらケホフ 外ケホフ通ケホフト云クト云クト云クト云クト云ク
 法ケホフト云ク者人の頭のよちまうりら下まうりらと云クト云クト云クト云クト云ク
 右のまうりら頭ハ外法ト云ク者人の物ト云クト云クト云クト云クト云ク
 法ト云クト云クト云クト云クト云クト云クト云クト云クト云クト云ク

一 鶻鴒盃 本竹佃目卷四十海羸集解曰鶻鴒螺形如鶻鴒頭
 可作杯 又曰鶻鴒螺質白而紫頭如鳥形其肉常離カラ殼ツ出
 食ツ出ツ則寄居虫入居螺還則虫出ツ肉為魚所食則殼
 浮出人因取之作杯

一 錢五百足 延喜式春宮式曰九十二月二日来年雜用料給三
 百足綿七百屯絲五百紬調布一千端鉄一千口錢五百足御履

草四張 本草二張 白草二張 申_ニ宜_ニ請_レ受_ルの按_レ銭_ヲと十_疋と云_フの追_レ物_ヲ

出_ル〜〜_ル青_ノ異_ノ雜_ノ淡_ノより〜〜_ル延_喜或_ニ錢_{五百疋}と注_ス

れ〜れハ上_古の_ノ教_目也 スラモク

二十

一 海月 俗_ニ海_ノ月_トとクラ_グ〜〜_ク用_ニ誤_シ本_草細_目と_載

詠_ハタ_ヒラ_ギし_梅タ_ヒラ_ギハ_平貝_ノと_云〜〜_クカ_ヒノ_二言_と約

レハ_キ〜_ルカ_ヒノ_切音_キと_云

二十一

一 古_眼今_眼 予_昔と_り〜_ル古_ノ眼_今ノ_眼と_云〜_クと_謂古_眼

と_ハ古_書と_常と_多〜_ク〜_リ列_テ古_代の_風俗_を能_ク見_認

〜_ル眼_と云_し今_ノ眼_ハ今_ノ世_常時_の風_俗と_云〜_ク古_代の

風_俗を_ハ多_ク〜_ク見_知〜_ル眼_と云_し古_の眼_とり_り〜_テ今_ノ世

と_云〜_ル今_ノ古_ノ異_ノ事_物カ_ハ見_ル〜_ル今_ノ眼_とり_り〜_テ

古_代の_事と_云〜_ル今_ノ古_代の_事と_云〜_ル今_ノ風_俗の_〜〜_ク見_知

〜_ル眼_と云_し今_ノ眼_ハ今_ノ世_常時_の風_俗と_云〜_ク古_代の

風_俗を_ハ多_ク〜_ク見_知〜_ル眼_と云_し古_の眼_とり_り〜_テ今_ノ世

と_云〜_ル今_ノ古_ノ異_ノ事_物カ_ハ見_ル〜_ル今_ノ眼_とり_り〜_テ

古_代の_事と_云〜_ル今_ノ古_代の_事と_云〜_ル今_ノ風_俗の_〜〜_ク見_知

〜_ル眼_と云_し今_ノ眼_ハ今_ノ世_常時_の風_俗と_云〜_ク古_代の

風_俗を_ハ多_ク〜_ク見_知〜_ル眼_と云_し古_の眼_とり_り〜_テ今_ノ世

と_云〜_ル今_ノ古_ノ異_ノ事_物カ_ハ見_ル〜_ル今_ノ眼_とり_り〜_テ

古_代の_事と_云〜_ル今_ノ古_代の_事と_云〜_ル今_ノ風_俗の_〜〜_ク見_知

〜_ル眼_と云_し今_ノ眼_ハ今_ノ世_常時_の風_俗と_云〜_ク古_代の

風_俗を_ハ多_ク〜_ク見_知〜_ル眼_と云_し古_の眼_とり_り〜_テ今_ノ世

チカニ名ツバカ
イミ

三十二

一 ミコノムテ 盛衰記平家物語 古_書よ_ここ_のむ_〜〜_ク〜_ク神_をよ_〜〜_ク〜_ク按

古_書よ_ここ_のむ_〜〜_ク〜_ク神_をよ_〜〜_ク〜_ク按

古_書よ_ここ_のむ_〜〜_ク〜_ク神_をよ_〜〜_ク〜_ク按

古_書よ_ここ_のむ_〜〜_ク〜_ク神_をよ_〜〜_ク〜_ク按

しりよここハ巫女しむハ群の字あり古物しむ
多む鳥ふしよのむハ群の字あり多く集るし又む
やうしんし海物しむ濃しき一亦くあつしをさ
これハ群を群濃し田舎の村しりあつし農夫の
群形をよし群の字むしむしよて物の多しあつ
すやうしんしんハいむしよも巫女と多くあつし神
樂舞曲を奏するあつし

一 不酔酒藥 本州個目^{卷五}狐膽主治解酒毒しあつし注小
萬畢衍云狐血漬黍令人不酔高誘註云以狐血漬黍
麥門冬陰乾為丸飲時以三丸置舌下合之令人不酔し
○予も同僚某狐尾ノ筋肉ヲ脱去テ其尾皮ニツニ継テ冬日預

ニ卷ク予取テ預ニ卷テ試ルニ頸暖ナル火ニテ温ル如し
し思ふ狐裘ハ咳うつし一類うれハ此ノ記を
一 不酔酒藥 源氏物語云布古き物御ありおわふ
のしやうし略語し又おわうし河ハおわじやうと物
しり細ししやの切だし

一 忌穢 世俗ノ鏡ニ酒酢醬油味噌醴等と送るしは海物
あつしよるし月水ノ世或ハ男も女も穢あつし者のもと解し
送るしハ必其物ぬれせに食物ハ味変し海物あつしハ必
変して快くあつし傳しり予ハ如計の俗鏡を信せり
奴婢等ノ穢を忌すし其事をあつしむふ其送物は
く成物也其必穢の驗あり何の理しよの悟難し必

昔記ありしれし幽冥の理うるを悟らざりし理とて
強て推すは神智の及りし理ありて然りしとて
て緒事と推す穢とハ必志しし事事ハ穢と志ハ
事むし

孝行至行大臣
宣旨ハ行
大臣任せし
ナリ

一 兼宣旨 大臣に任する人兼月何日大臣に任しあはるる由

の宣旨と賜ふときし平家物語卷三のうらまへ十月九日の

兼宣旨とありしやせのりて曰十男を改て存ありせり

まじしハ口説兼宣の宣旨ししとて推量の妄説し

一 倭大訓 倭大と此方俗に千とるハ千にサイヌとる略

して千又とる千ヌ千とるあへりヌトハ横の音相通

あり

一 兮字 字彙弦難切歌辭に注せり兮字ハ歌の助語

漢又辭ノ歌滄浪之水清兮可以濯吾纓滄浪之水濁兮

可以濯吾足類し詩み兮字を用ふ事あり又賦も辭

も辭に兮字を用ふあり賦も辭ふくふ物も非れ

し歌も唯し口抑ふり文章や作ら讀誦よりみく

作らて歌類も者し此方の記録ノ類東鑑其外の

俗書の類もあはるふ兮字や助語を用ひて書る

あり誤し

一 大行天皇 春湊浪語曰天行天皇万葉集に大行天皇

とありハ持統天皇甲子夜葬大行皇帝於田邑山陵

文徳實録にこれハ大行ノ字ハ漢書ノ文字

うし天子崩して未有謚号故ニ祿大行音高子見しり
 一 禅師の親王 伊海坊住山科の禅師のみこしやまら
 と行ぬの抄物よし仁州天皇の皇子人康親王の内事
 と注せし二条家の由縁より傳くややりさぬよと
 之しす是天安二年正月十四日御多賀皇子とせ
 りし代実福子又し其七歳のゆきさ安祥きふ
 してあひし所のよし世時禅師親王とて國史よりし
 ころハ高島親王の沙事し世親王の内子大江善洲
 貞觀四年三月廿七日の奏言ハ禅師親王と書しよ
 りし詞之仲実福ふてくれハすよとて其よと
 ハ阿倍親王の兄の親王とて常平の叔父とれハ親く

高島親王ハ大同二年夏
 あしし弘仁王廢されのゆふ和二年房飾貞觀三年
 入唐之慶む年唐より遷化しりし真如親王とし
 躰居たふししやせし又水栗柳住のゆふ行よとて
 書しり保之物語よとて山科の隣村とれハ山科のみ
 こしや事し後あつた如し父人康親王と禅師親王と
 やせし事ハ國史よりしよとて貞觀三年六月の由
 家しむよとていふよハ出よとてハ多賀皇子の七歳の
 ありよの時の家以前とれハ禅師とハやまし人康と
 中後行よとてとて年よや是未とるよとて
 右春漢
 浪語よとてしり

古今集歌眉 春澄浪語を古今集ふ貫之いゝよ
たふゝあゝよけぬ路の心あゝゝちかゆゝまじりも
今の奇くもゝゝゝけれゝゝゝ見ゝゝゝ其人の文
うはゝゝゝ其のゝゝゝ誰の親ゝゝゝはゝゝゝのゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
事のあれハ兼好法師の什代はけ親あゝゝゝ古今集
の後は拾遺集ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ほゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

什彦絶ゝゝゝけ奇をかれれハゝゝゝ奇居の妙
ほゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
親を引直して或部の書りゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
丈夫のあれハ兼好法師の書りゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
親のつゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
家郷ハ古人の奇の親を改ゝ事と好ゝ村ノ古乃
天皇ノ御製とて憚ゝゝ改ゝれりゝゝゝあゝあゝ
直垂 後撰集ふひゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

江坂氏 今世江坂流之所し人伊勒定吟味は
祥定所留後と通帯せり宿所ハ下谷川徒士所し
け人伊勢家の傳を受くくく靴鎧や仍りり聞
乃了け人伊勢仍く家の門才ありて帯て知ぬ人
う紛れりり

笠懸 下学集云笠懸是初ハ笠と徳心射後用
的くけ書後花園院文安元年小書く書く旧
説心笠徳の傳書く其始ハ笠と徳射
了其説并合せり

漢唐 若獲國杉田云白く解體新書凡例ハ西洋諸國
所稱艾那者即今清國也吾邦據古多稱曰漢若唐

也元陶元儀輟耕錄清廖瑜璣正字通序皆稱漢也
今倣效二氏一切稱曰漢非東西漢之謂也○貞丈云
近世此方の儒士清國と稱く中華とハ誤し中華と
ハハ自國と稱ふくの詞く國号ハ非日本ノ人ハ
自國の日布と稱美く中華とハ何く自國と夷
ふく他國と中華と稱するの義ありんや杉田氏中
華と稱せり輟耕錄正字通序倣て漢と稱するハ
善し

猫 和名抄ニ和名稱古萬あり古代ハ子コニと
後代ハ畧く子コと上畧く子コと教年ノ老猫
形大ニ尻尾ニ崎ありて妖怪とありと猫ハタと云

尾岐ありありと一迫に或ハ大家より一猫妖とあり
事あり屋上と振ると一屋根より二岐ありて立
其家臣の談とさはれとあり一福こまの事あり
昔よりいふゆゑあり

五九

ワザト ワザト一何修と然の字を用ゆ本ハ故ノ字コト
サラフトとむ説文、使爲之しあり故ノ字ワザトとむト
俗用ハ然とあり

五十

ムツカシ ムツカシといふ何修ハ六ヶ敷と書ク本ハ煩ノ字
ワツラハシキし俗ノ病の字とワツラヒとありて病と身所
ムツカシキし

五十一

纒又僅ノ訓 ニ子とよむワツカトとむ又ハツカトとむと今

集

その他のちりやわけいおびづの字のころふと一君も

五十二

一 真男鹿 古事記とありとよむトヲシカト訓を併とむ
あり誤しサヲシカトとむト一真ノ字サ子とむし子ヲ
畧してサヲシカトし ニシカトとるハ
例あり名目し

五十三

一 甲ノ字訓 甲カワラ カハラトとよむ
云ハ誤し 頭甲トカ 身甲ト顔甲
ホハ手甲ト足甲トスチ
アテ 等惣名甲冒ト二字連レハ甲ハ身甲
ヨロヒナリ
トクイ 曹ハ頭甲トカシ東鑑ニハ此訓を誤くと源平盛衰記

太平記等ハ甲カト曹ト誤れと世俗此誤と随と

吾細予ハ新著の甲冒名考と記す今茲ニ略す

五十三

一 墨流 水ノ上ニ碇を点し浮てユリノタラシキ其墨と流

ふ移して文とあつくと墨流しと墨土古りあつて古

今集り十物名ノ部

ししき

ちげ

春うげちちうかむびぢうせは秋を厚かしく

二の中の墨流しのちちハ油けのあつたりは

あつて水と入るしーつけあれは墨ちぢけてのひす

あつてやつてお中ふの粉や入るすり交うし又ハ

葉やつたぢうかー水や加つてつけとあちり入

いー葉の墨をすりやくり水なふ葉のえとひか

あつて水なふ凡くひらぎのぼろを著のえりて

仲氣やふりし墨のほり中しーいーいー入れハ

あつてけちのりまのぬまのぬまのぬまのぬま

けハ墨紙へ移ししを板に法せりあちし竹

ちかふちちと作るてつちのちちちちちちち

ちちちちちちちちちちちちちちちちちち

ちちちちちちちちちちちちちちちちちち

ちちちちちちちちちちちちちちちちちち

ちちちちちちちちちちちちちちちちちち

ちちちちちちちちちちちちちちちちちち

ちちちちちちちちちちちちちちちちちち

ちちちちちちちちちちちちちちちちちち

ちちちちちちちちちちちちちちちちちち

五十四

日本紀事
ヤリ

くらしきてハ向のふま竹のたゆまじ

古史通 新井公胤後と源君美と所著と一神國の古
史に記す所の事蹟を論辨せし書に舊事本紀
伊勢五部書等と偽書と知らるるを引用する歎
へきものし古史通ノ讀法曰伊弉諾伊弉冊兄ト妹ト夫
婦トありて是も男世配匹の始しと云ひ又昔石倉尊
ノ御姨ふして志し継母と云ふも伊弉ノ玉依姫と娶り
て妃とありて是もいへば伊弉ノ伊弉諾伊弉冊ノ二神
水蛭見とせしむるに三歳とありて脚とすべし
流一葉^{スナ}れりといひ伊弉冊ノ神火ノ社と云ふも
伊弉ノ神とありて是も伊弉諾ノ神とありて其御子と斬り

段々ふまるといひ一と云ふ素盞鳥神又ノ神ふ逐れりといひ一と
天照大神軍記に防りれりといふ摺りて是事ノ類又子見
弟のありて於て其倫の正しきものと傳へりといはるる
○貞丈按ちて謂ふ所の神の所行ハ異國の聖人のまゝ
所ふ備の西乃子遠り聖人の道ハ十六代應神天皇十六
年百濟國の儒士王仁の海より來りて傳へり其以
前我國の聖人の道を知らるるは天備の道ハ是れを知らるる故
ふ天備の道ふ今と事とありて是れをいふことと
姑むるも然るるを於て何の故と鑑戒於て
何の戒とす所ありて是れをいふと強て天備の道ふ今と事
説を修て新と云ふは還て一と云ふことと書きしことと

神代文字
イロヤ文字
あしひの
和名あり

小諸ノ典籍と教あり。事ハ紀小見より然レハ應
神天皇十四年よりハ神代文字を用ひし。然レ
古事紀リハ紀古語拾遺等ノ正史実録ハ神代文字
あり。事嘗て又レ又神代文字ハ應神天皇十四年
より言簡性來ノ事ト又レ又言簡性と撰りし
り。又應神天皇十六年以後ノ國史ハ神代文字ト
漢字ト並ク用ひし。事ト又レ又今ハ神代ノ文字
と停メテ漢字ノこと目いし。初詔ト又モ文字通用
ハ天下ノ大事ト殊ニ神代ノ文字と停メテ初詔あり。
ハありし。然レハ神代ノ文字ありし。意ハ俗ハ
あり。事明シ。然レハ一國ハ一國トて天地ノ間

五八

日本唐土天皇ノ二國より外ノ國ハあり。思ふハ唐土ノ
天皇より文字あり。獨日本ノ文字あり。取。意ハ時方
ハ神代ノ文字あり。出せり。
講 或問曰講字玉篇古頂切習論也字彙謀也究也
造也説文和解也。あり。學と講も講叙あり。其
義叶了今世俗念佛講題目講惠比須講祭礼講など
事町あり。此講ノ意如何答曰是ハ學ヲ講す。講
叙す。の講も轉用し。名ハ學文ハ一人ノ師あり。
イ子多く集テ其教授を受テ。故念佛以下ノ講ハ人
ノ主領あり。同志ノ者多く集テ其事を管む。故
學文ノ講ハ似レハ轉用傍通し。

神代事跡 神と云はく別物、非其人し神代と云はく
 別世界、非今の世界し唯風俗意志等ハ後世
 と相違ありきし日本紀古事紀等の正史に記す如
 の神の事跡、奇怪理外の事ありきハ疑ふべし
 我國ハ神代より一應神天皇十四年までハ文字無
 之神代ニ神國文字あり故ニ神の事跡を記し書籍無
 之唯古老の口ツカラ語り傳へて之を継ぎし傳へたるのみ
 し其語り傳へしハ傳へ紀年の昔語りあるハ語遠く
 あり聞遠くあり忘れれて漏れり事あり事と副りり
 事とありり一百年五十年以前の事と云ふ語り遠く
 聞遠く相違ありり一決せざる事あり況や或る年

昔の神代の事ふちのりやサテ應神天皇十五年小百
 濟國の阿直岐同十六年小國の王仁渡り、是下始て
 神國ハ文字と教へり其州の人文文字と言、書籍と讀
 む事ありり一自書籍と著述する事の成り位ふ
 かり下始、神代の事跡を記しり諸家より聞傳へ
 所同くざる、其記す所も同くざる所あり何しや
 宜し何しを慮せん、定難し、其ハ舍人親王日本書
 紀に撰述しり、其ハ其書と定め、其ハ其書と難くふ
 り、川下諸家記録に引き一書、口し舉て其書の文を
 其書に載せり、正直る、書法に彼奇怪理外の
 事ハありり、其を捨つるを疑り、其書を用ひ

異国より史記の之皇本紀よりハ奇怪理外の事と
紀より和漢より大古の事ハ大古の書籍ハ古人の談
り傳へて後より記し者多しハ半実半虚し思ふに後
世の人彼奇怪理外の事と奇怪理外ハ非ずやハ説カ
んて強て牽強附會して詞を巧くして説を作ら
秘傳口訣を以て祿に國史の文と説ふ體を解くこと
ハ大なる事なり又多神ノ事蹟と記スハ偽書し
又天書あり秘傳に記すハ天書ハ違ふ偽書し
右之書の外ハ皆古書より後人の作し佛法と交り
もあり陰陽家と交りもあり理學家の説と交り
もあり儒道と交りもあり皆造り物也

六十

千字文ハ果
同典綱カ次
韻セシハ
應神天皇
ヨリ後時
代當ルハ
是非ハルハ
ニ白考
ナリ

漢音付吳音 松下見林所著本朝學原曰漢音者應
神天皇之時始矣應神天皇之聰監聖異三韓蹶角
受化ヲ称西蕃イタス底貢厥方物文獻十五年秋八月丁卯
百濟阿直岐来朝十六年春二月依岐之言徵王仁ヲ時
携テ論語千字文ヲ来仁カ之先ハ出自漢高帝高帝之後
曰鸞ニ鸞カ之後王狗轉至百濟王仁ニ即テ狗カ孫也應神
天皇太子菟道稚郎子ヲ師ニ之習諸典籍ヲ莫不通達
此漢音之濫觴也桓武天皇延曆十一年令諸生習漢音
十七年定讀書音韻勿用吳音初初應神天皇遣阿
知使主都加使主於吳仁德天皇雄略天皇時吳國貢
獻吳音之譯於吾人亦尚矣然自欽明天皇朝佛法

支遁字道林
晋僧諱維
摩經

三傳者左氏
公羊穀梁
三礼者周
礼儀礼礼
記

入後百濟、法明來、于對馬嶋、吳音誦維摩、謂吳音、
為對馬讀、者是、彼詞如支遁、終遇于内大臣、錄足由、
是欲佛書之吳語、故亦讀儒書、者、林、吳音、須漢
音、正始、大内、大學寮、有音博士二人、掌教音、明經
生、必先就音博士、讀五經、音、然後講義、持統天皇賜
音博士、大唐續守言、薩弘恪、銀及水田、仁明天皇能
練漢音、辨其清濁、朝野、名、鹿取、知漢音、善道
朝臣、真、真、以三傳、三礼、為業、兼能談論、但舊來不
學漢音、不辨字之四聲、至教授、總用世俗、駢駁之
音、斯人、而有此不能、為遺憾耳
○貞丈、右日本紀、續日本紀、水鑑、續日本後記、等、見

秋朝、漢音、と云、事、右の文、言リ、
大學寮、博士、世々、其漢音、と云、傳、て、後代、慳、
先生、林道春、等、及、其、相承、て、來り、漢、正音、ハ、
セ、不、秋朝、ハ、遺、傳、也、然、レ、世、の、庸、儒、ハ、右、の
漢音、傳、耳、の、正、音、と、知、レ、漢音、と、傳、り、傳、音、
ト、稱、今、肥前、長崎、ト、譯、士、の、所、而、の、清、朝、の、音、ハ、華
音、ト、稱、一、テ、彼、國、唐、虞、三、代、時、ト、以、來、の、正、音、ト、
思、ハ、誤、シ、彼、國、宋、朝、ハ、蒙古、の、人、起、テ、來、リ、國
ト、來、テ、國、号、ト、改、テ、之、ト、曰、フ、此、時、蒙古、の、人、國、中、ハ、元、
ト、稱、ハ、一、ニ、蒙古、ノ、音、變、リ、テ、舊、音、變、リ、テ、訛、音、ト、云、テ、其
後、明朝、ハ、韃、靼、ノ、人、起、テ、明、ト、云、テ、國、ト、來、リ、國、号、ト、

改て清ト曰此付韃靼ノ人國中ハ充満一ツレハニタビ
 韃靼の音受て舊音再ト變一ツ訛音トてモ終
 今俗々々々而の唐音トモ音ハ初國ハ承テ傳
 所の漢音トハ遠々々々音ハ初國の音ハ漢
 音の正音ト或儒士某々書ハ漢音トモハ蒼家ハ音ハ
 一吳音トハ江家の音ト蒼音江音ハ一トモハ
 腹ト捧テ第ハ一蒼家江家ハ音ト異トセ一トモ
 事 初國の史書ハ一常々又々々事ト此國ハ一
 此國の故実ト知一ハ庸儒トモ一
 漢語抄 揚氏漢語抄ハ和名抄ト引ケ一此ハ一漢語
 抄トモ書あり和名抄ハ序ト遍下其疑者辨色ト成

揚氏漢語抄中畧其餘ノ漢語抄不知何人ノ撰世謂之甲
 書ト呼テ為業書ト○貞丈云今世桑氏漢語抄ト云書ア
 リ信ト難一一本ハ桑字ト揚字ト似トモあり疑ハ一
 漢語抄ノ
 忠寄説
 一 祓詞木綿襪鈴 祓詞ハ延喜式ト見一六月晦日正月
 晦日栴中ノ大祓ノ詞あり是ハ中臣ノ祓ノ詞ノ中ハ詞ト
 加一又少略セ一所トあり祓ハ身ハ惡事ト云一正一トモ
 事トトハ身ハ穢ト云ハ身ハ惡事ト云一除キ穢ト清リテ
 神事ト云ハ祝部トトテ祓ハ一トモトモ自身ト事ト非
 然トモ今世神主トトテ神前トトテ祓詞ト讀ムハ何
 為トモヤ神ト穢ト云ハ祓トモトモ及ハトモトモトモ

ユハラハ
齊ノ字
シユ
ヒ

祓の本意を辨へて唯讀物として傳へ傳へ佛前
佛經を讀むものとしてし又祓ハ唯一遍少むりの
禁中の大祓スレ一遍外ハ讀み然るは後代より千度
祓万度ノ祓ありきあり是又佛家の百万遍の念佛
千卷陀羅尼千部万部ノ法華經ありのきとして
之本綿ユフタスキ祓ハ大殿祭の祝詞スハミミコノ皇御孫命ノ朝乃御膳
夕乃御膳仕奉流比ヒレ礼懸伴緒カケルトモノヲ襴懸伴緒トアリ神
御膳仕奉ル女ハ領巾ヲ以テ神ヲ奉ケ御食ヲ造ル男ハ
襴ヲ以テ神ヲ奉ルに伴緒ハ役人奉ケ水分神ノ祭
祝詞弱肩ヨハホ太多フタク順支取掛底持由麻波利仕奉礼留
幣帛ヒシラト御食のふ限ミシラト神事ふると侵人ハ夕

スキかゝるし如此のをつゝ人ハ襴と掛しとさるる襴
と頸かゝるハこれし然る今世の神之本綿タスキと
頸掛し神前カミト向し祓とよむし祓とよむと
侵ヒとよむれハ襴タスキ及ハさるるあふタスキと肩小
掛ハ是僧の加衣カエと掛るものとしてし神前
鈴と振るる其来由り此古事紀古語拾送令延
喜武キキ等ふるとも但古語拾送令天照左神窟戸入
しむい付天鈿女令アメノメノメ著鐸タカノ矛と持て舞ひ
しむいしむハ戸ノ飾カケふけしむ鐸タカし又舞の
具うれハ神前カミと振るる冷ヒヤの古訓コノコトハ用ひ難し今祓
の詞とよむとあふけしむ冷ヒヤと振るる修シユハ傍の佛經院

羅尼るゝとらむ何全劉冷湯杖と修ととまの
し神代々又字ありれハ守りれらむしり而紀古事
純古語拾遺ふふ守りれの事又し今世神々祈禱
し守りれと造る朱印ふし押さるる時をりし修
者のまのやとるしし佛はそ人の功信をりり
らゆめさしとて又後代神々神前々印相と
するしオ台口此の印ハ尋殿ノ印日月星ノ印ふあり
是又佛法のまのやとるし神代々諸神印と修
むいし事上古ノ神史ニ曾てし神通家の深秘を
しゆめし上古書ふてしハ私説喜修し信するふ
足しそ又カ持勅清護身ふし守りし佛家の名目し

西都ノ神道ハ本比垂跡と説く神と佛とありしやふ
うしとらむれハ是ハ守りしとて唯一ノ神道と稱
し佛法と緊ナギしとて佛法のまのやとるし
多し詞々佛家の詞とありし神と守りし神前ふ
向し佛者のまのやとるし夕タハとあると神
慮るハサツおしし思しん神ありて月ありて
ぬんありてしし吹出神と顔ハ唾ツキするれとら

一 意苺子ノ訓 意苺子と系し貫し珠教のししし
玩ふ所俗ふスカタとてススハ珠教し古語拾遺ふ意
子の事しし其書の撰者齊都廣成ノ自註古語

以憲曰都須トスツストスハ古名シスタタハ
後代の名シツストスハカナツカト混リカレル神代ハ
珠ノ較シトス物スリレハスタノ名ハツストシレ和名
抄ハ憲セ以和名モ大万トありツツタニシツノ字ヲ用
紛ラハレレハ記ス

大臣大連 トシと官名ノ如ク職原抄ハ純ニされレれル

サハアトシ大政ヲ司スル人ノ位ノかギヨクトシ大連ハ

オホオミトシ連ノかギヨクトシ大連ハ純ニされレれル

トシ加茂真淵ヲ設シ○貞丈ニ大ハ貴クナリ神シ

中臣 中臣ニツノ品アリ一トハ職ノ祿シ神ト君ノ中

心ト事ヲ司スル人ト中ノ律臣トシナカツトオミトシ約メテ

ナカトニシテツカトシ約ムレハト、ヨクシレハ、ツキノ中臣ト

司ル職ノ中臣ニツノ品アリ一トハ職ノ祿シ神ト君ノ中

司ル中臣ハ大ノ字ヲ別テ大中臣トシテ中臣ノ初メ大中

臣トアルハ是シ法社ノ祭ヲ司スル中臣トシテ差別セルトシ

貴クナルヲ初メ是レ又ハ職ノ中臣ニツノ品アリ一トハ職ノ祿シ神ト君ノ中

臣トアルハ是シ法社ノ祭ヲ司スル中臣トシテ差別セルトシ

屋ノ命ノ裔トシテ神代トシ神事トシテ、後ハ中臣ヲ以テ

テ、女ノ一トシテ其ノ中臣女ノ中ノ中臣ノ清麿福徳

天皇ノ神護慶雲ニ年大中臣胡長ヲ賜フ一トシテ是レ

ハ中臣ノ祿ノ初メ大中臣トシテ一トハ職ノ祿シ神ト君ノ中

臣トアルハ是シ法社ノ祭ヲ司スル中臣トシテ差別セルトシ

吾国事失古風、神代より應神天皇十四年迄ハ古

一 吾国事失古風、神代より應神天皇十四年迄ハ古

国風傳りて改り愛するものありし彼天皇十六年百濟
国ノ阿直岐来り同十六年同国ノ王仁来り文学始りて
行りてより漸く古風衰へ始り外國の風より多く
入来り欽明天皇ノ御宇佛法渡りてより天皇の風
移り後上座ふりりれて漢土の風より三韓の風より天皇
風より入来り又文武天皇ノ御宇に至りて朝廷の制
度儀物専ら唐ノ風を用ひ神ノ国風と改められ依りて
殊古風の衰へしは初より終り吾国上古の事ハ皆失ひて
明らかり

一 エビスの多名目 エビス又エミシと云ふ音相違しエビスを
中略してエスシストソト音相通ゆへエス轉じてエツト云

太平記に夷を
見し西土の
角をてまら
し神國の
る小島

惟夷ノ語をエツト云ハ是し上古ハエミシと云ふしエビスと云ハ
常ニ異らるる物を云ふて云名し蛭思ノ命ニ歳す足
しと云ふし常ニ異らるるゆへエビスの神と云傳り
食盤 食物載の盤 と人前ニ居るものハ楕板ノ居るハ常ニ
誤りて豈板ノ居るをエビス膳と云し常ニ異らるる紙
の端裁短くして出るとエビス紙と云し常ニ異らる
ゆへ夷蠻戎狄等の文字エビスと訓をなすも外國の
人物漢ノ国ノ異らるるもの漢人ハ和人を云て我ニ異ら
るるもの和人を夷と云し和人ハ漢人として我ニ異らるる
漢人とエビスと云彼ト我ト相互ニ云ふ詞也然るに和国ハ
それより儒者ノ和国と指す夷狄と云ふハ自れ和国と

夷小するし聖人の道豈如此事ありんや

一 神代文字 此事既ニ上ニ論ニ此條ト参考丁一ニ
朝学原ニ注釋セテ浪華抄ハ尾張国任人真野時繩
ノ所述シケ人偏ニ本朝神代文字あり〜〜〜
執セリ昔抄ニ神代文字ノ事 齊部ト部ノ書あり
〜〜〜龜トキ始々本致あり今遺僅ハ強レリ 性年久
我東愚クノ自書ニ相傳ニケ外ニ石上ニ六字己上ノ
説諸抄ニ又ハ漢字以本件ノ古字不レ知在世人半
信半疑キ〜〜〇貞丈ニ齊部ト部ノ書〜〜神道ノ
事取遠〜〜ある在昔書ニ神代文字ノ事あり
〜〜證シ〜〜ハ足〜〜又神代ノ文字〜〜古書トあ

〜ト書〜ハ龜トノ吉凶悔吝トハ何ニ依テ分ク
龜トあり〜ハ文字あり〜推テ知〜〜誤ありハ
誤ニ神代ノ龜トハ〜龜トハ欽明天皇十四年ト
書ト百濟國ニ求メ玉ヒ〜〜
龜ト秋朝ハあり神代ハ左占ト〜鹿ノ肩骨ト保ク
迦ノ校〜燦ト占フ事あり古事紀日ハ紀等ト〜
太占ハ文字ニ〜占フ法〜〜其古ノ法ハ絶レ
り又神代ノ文字久我東愚クノ自書あり〜證ハ
〜〜東愚クハ神代ノ人ノ非ニ偽字ト〜自書セリ
れ〜何ノ證ト〜信ト〜足〜〜古語拾遺
曰蓋聞上古之世未有文字ト〜相傳シ

前言世行存而不忘、是神代無文字ノ明記し出雲大
社尾張熱田ノ社ニ神代ノ文字と傳書ふし、竹簡較
多ありし、是も其巫祝好事ノ徒、神代文字ありし
を後と實し、人し欲して密に其竹簡と偽能くして
神庫に納り、或は神代ノ文字の和名をハ何と云ふ
や文字多しハ、丁、初名と傳りし

一 吳ノ秦伯秦ノ徐福 日本人ハ吳ノ秦伯の子孫し、
秦ノ徐福尚書と持て日本へ來りし、其事、異國の書
載れし、吾朝の國史ふりし、其事ありハ信せし、
然るも近世ノ儒士異國と貴びて中華中ぶる、
日本と夷狄とを以て倭俗あり、賤し、不為る、後ハ

彼秦伯徐福あり、事と實し、人し欲して吾朝の國
史と信せし、異國の雜書と信し、ハ誤れし、
謂く、一、ありし、見識し

一 卷川日記 一名親元日記、一本ヲ、外頭殿中
日記とあり、殿中ニ字ハ除く、文明寛正の間の日
記し、日記予が家の口傳と聞ざり、人ハ日記と見てハ
不審の、多し、其口傳ハ卷川氏ハ、予、先祖伊
勢伊勢守同右代ノ社官人、家僕の、仕、伊
勢守ハ、代ノ京師將軍政所、威、補、卷川ハ、代ノ
政所、代ノ補、是政所ノ事と、初、後、され、右の日記
ハ、卷川新右、少尉シヤミヤ官通、親元、伊勢守、家、事、

書ころ日記して方事^{コト}ふ少ハ交りたり カミサニ 上様ありハ將
軍ノ御基所^{オカタ}し御方御所様ありハ將軍の御嫡子^{ミヤ}
部屋住^{ミヤ}御方 眞殿ありハ伊勢守貞宗し兵庫御殿
ありハ貞宗ノ嫡子貞陸^{ミヤ}し御所ありハ公方^{ミヤ}對し
テ伊勢守^事と云御父御母ありハ將軍家ゆ^{ミヤ}
伊勢守夫婦ノ事^事と御父御母と稱せし^{オホハ}父母子^{オホハ}准
し給ふし尊^{ミヤ}ふし由緒ありて代々新稱^{ミヤ}し^{ミヤ}此
家ありし知^{ミヤ}ら^{ミヤ}事し実ノ御父とハ大御所^{ミヤ}し^{ミヤ}實の御
母とハ大方殿^{オホカタ}し^{ミヤ}給れら^{ミヤ}し備中守殿^{ミヤ}後^{ミヤ}入^{ミヤ}り^{ミヤ}
喜^{ミヤ}み^{ミヤ}あり^{ミヤ}同清守敏渡河守殿与一殿下総守殿肥後守
殿あり^{ミヤ}あり^{ミヤ}皆伊勢守同女^{ミヤ}し正実房定泉房^{ミヤ}あり

ハ御倉法師し將軍家の御倉と稱し入りしは^{ミヤ}
言^{ミヤ}ふ^{ミヤ}され^{ミヤ}た^{ミヤ}の^{ミヤ}事^{ミヤ}を^{ミヤ}知^{ミヤ}り^{ミヤ}て^{ミヤ}み^{ミヤ}た^{ミヤ}れ^{ミヤ}ハ^{ミヤ}記^{ミヤ}ハ^{ミヤ}ス^{ミヤ}又
書^{ミヤ}し

一、殿中 將軍家ノ御所中^{ミヤ}と殿中^{ミヤ}し^{ミヤ}殿^{ミヤ}ノ^{ミヤ}音^{ミヤ}ス^{ミヤ}て^{ミヤ}唱^{ミヤ}ふ
し^{ミヤ}予^{ミヤ}ノ^{ミヤ}先祖^{ミヤ}貞衡^{ミヤ}記^{ミヤ}し^{ミヤ}る^{ミヤ}り^{ミヤ}ス^{ミヤ}ミ^{ミヤ}て^{ミヤ}唱^{ミヤ}ふ^{ミヤ}ハ^{ミヤ}京^{ミヤ}都^{ミヤ}將^{ミヤ}軍
の^{ミヤ}所^{ミヤ}の名^{ミヤ}目^{ミヤ}し^{ミヤ}今^{ミヤ}ハ^{ミヤ}世人^{ミヤ}ニ^{ミヤ}語り^{ミヤ}て^{ミヤ}唱^{ミヤ}ふ

一、神道 日本紀用明天皇純^{ミヤ}。天皇信佛法尊^{ミヤ}神道^{ミヤ}孝^{ミヤ}德^{ミヤ}
紀^{ミヤ}尊^{ミヤ}佛^{ミヤ}法^{ミヤ}輕^{ミヤ}神^{ミヤ}道^{ミヤ}し^{ミヤ}し^{ミヤ}神^{ミヤ}道^{ミヤ}の^{ミヤ}二^{ミヤ}字^{ミヤ}け^{ミヤ}は^{ミヤ}好^{ミヤ}て^{ミヤ}し^{ミヤ}り
是^{ミヤ}ハ^{ミヤ}神^{ミヤ}道^{ミヤ}と^{ミヤ}崇^{ミヤ}め^{ミヤ}祭^{ミヤ}ら^{ミヤ}事^{ミヤ}と^{ミヤ}神^{ミヤ}道^{ミヤ}し^{ミヤ}と^{ミヤ}い^{ミヤ}ふ^{ミヤ}し^{ミヤ}文^{ミヤ}を^{ミヤ}對^{ミヤ}せ^{ミヤ}ん^{ミヤ}
し^{ミヤ}何^{ミヤ}法^{ミヤ}ノ^{ミヤ}字^{ミヤ}ノ^{ミヤ}對^{ミヤ}し^{ミヤ}し^{ミヤ}道^{ミヤ}し^{ミヤ}し^{ミヤ}中^{ミヤ}古^{ミヤ}ハ^{ミヤ}良^{ミヤ}正^{ミヤ}直^{ミヤ}の^{ミヤ}二^{ミヤ}字^{ミヤ}と^{ミヤ}宗^{ミヤ}者
ハ^{ミヤ}し^{ミヤ}建^{ミヤ}立^{ミヤ}し^{ミヤ}し^{ミヤ}神^{ミヤ}道^{ミヤ}し^{ミヤ}と^{ミヤ}い^{ミヤ}通^{ミヤ}し^{ミヤ}ハ^{ミヤ}一^{ミヤ}通^{ミヤ}ハ^{ミヤ}一^{ミヤ}と^{ミヤ}い^{ミヤ}す^{ミヤ}中^{ミヤ}古^{ミヤ}ハ^{ミヤ}良^{ミヤ}

神通し、ま正直ノ一字を宗旨として神通の教の通し
まハ之社ノ託宣し、偽作の文と本經の文とを教し無
住持師梶原高時沙石集力六下、正直之人宝を得
事ノ條、ま聖徳太子ノ御詞、謀斗ハ雖為眼前之利
固終ニ當佛神之四訓、正直雖非一旦ノ依怙、必蒙日月
哀ツ、此文と後人カマて天恩を神ノ祀託レ
ハ暢大菩薩春日大明神ノ祀託を新マりて偽マて之社の
託宣し、ま其文甚拙し、之社託宣ノ詞佛者の口氣あ
りて、瀬ハ一西郡神通し、ま者の偽作し、又神令し、ま
書あり、まは神ノ教の通し、ま儒道よりりて教と
書、其文詞ハ祝詞のマ、辞を用て偽作し、ま者し

伝マりて

一 体和尙 卷川新なる村親見日、記言文明十三年辛丑
十一月廿一日辰天晴、体和尙八十八於瀬列新、涅槃〇是
よりりて推す、一 体の誕生ハ應永元年、小松院御宇
將軍義持ノ家督ノ年し

一 伊弉册尊 イササミノミコト、訓マハ册ノ字、字書韻書を考
ふ、十ニハ訓む、義マニ玉篇、楚責切立、簡し、小補
韻會、初莫切、又所晏、切俱、柵或、作册、あり、十ニハ訓
む、字註マハ十ニハ訓む、字ハ再ノ字し、玉篇、千代
切、重し、仍マし、あり、兩ハフタツし、重し、ニツアル、重マ
し、仍マし、二ハ彼マ、相仍マし、ニハ揚マ、ふマ

ふこし訓むべきの義あり^{。然れ}伊集丹ノ冊ノ字再し書しき
再し冊字取相似るに誤り冊ノ字と書しきありん
傳字の誤りを改きて用ひまれり

一 神書八字 八百万。八雲。八尋。八十女人の類の八の數目
の八は非もイヤと略してヤと云ふハノ字ノ訓を借りて
書しき是は茂真淵の説し。貞丈按初に於てハハ
の訓を借る用ゆ義よりりてハ彌ノ字と用ひ。イヤハ
イヨクしイヨクと云ハハヌクと云ハハ同一されバ祝してヤト
云しと云ハハノ訓を借り用ひし或説ハハ社乃と貴
數しと云されしと數しすハ惡一彌ノ事ト云し一祝
初のト終りのトを除かれハ殘數ハハ初し終しナク無窮

一 ちるゆへハ千代八百万ありきし此祝と數ト物トて直り
又理説し只イヤノ略ヤと云ハ八字と借りし云ハ善し
天津金本 中臣程ノ訓ハ天津金本アヒツカフギヲモトウキリ本亦伐未亦新自タチテ
あり山崎垂加ノ説ハ天津金本ハ小本ノ枝と云貞丈云此
も邊上ハ小本ノ枝と金本と云し中臣より云あり奉り
御釜カニ本の類しと云く貞丈云本ノ枝と經し亦伐するハ
薪のこし御薪と書てカニキとむカニキハ御釜本
りて釜ノ枝と燒く薪のゆき二十と看相通ありゆへカニキ
とカナキと云ふと云く又和名抄鼎と阿アヒニカ信ナを
未路ミロ加カ素ス信シとあり然れハ薪とカナキと云ハ
カナハ木の略語し是ノ義ト又通せりカナハの十と約れハ

音子しるゝ ナハカ子トナト音相通少カ子轉してカナト
 ろろ依りカナホとナトノ義又通セ カナハハの略カナホ
 方易くてナト
 一 片假字平假字の先後アイウエヲの五音ハ古備テの依り
 傳ふモ真字ノ偏傍冠履を省略して其斤舛を互用し
 片假字しるゝしりはハ僧空海ノ傳へり も草書と
 更ニ大略し考し平假字と俗に唱へハ其運筆
 平易 ハイイ あり時代ノ先後ハ古備テ先ふと空海ノ後
 斤假字ハ先ふとしりはハ後ニ其證ハしりはの中へり
 つのニ字ハ片假字ノ一リツと成て用ゝ然れハ片假字
 先ふと平カナハ後しり知る
 一 存ノ字 俗語ノ思ふと存ずると知る 存知

存ノ字ノ訓ニ思ふの如く又智の義ハ一梅存ハ七小
 對するの詞物事ノ存せざると亡 ナク 存と存と
 了れハ思ふ事ノ心の中よとせむとありとん存と
 し玉篇ニ存ノ字ノ註ニ存 ル 存知しる心の中ニ智
 事ノ去とん存存 ル 存知惟しとん心ノ字を
 略して ナク 存 ル 雅 カ 俗語ハ此類尚あり
 一 無病之稱 無恙 ツカ 無病しるハ俗ニ穢嫌能勞
 健。堅勝。堅固。息災。無事 ル 無病の義ハ常ニ
 詞にされしと世俗ノ大の詞を無病の ル 俗ニハ一且
 其 ル 其詞ノ階級とる ル 今世ノ風俗ニ此等ノ
 事小論 ル 立て ル 却て思ひ今世ノ俗事ハ俗

随て世にもふ推移く一害也

一書記官之訓 諸官ノ内書記の官名其官ニ依て文官ハ各異るれども行れとサクハシト唱ふ何レハサクハシト云ふ事知れず梅子冊^{サツ}官又ハ策^{サツ}臣云々一冊ト第ト物と書けり簡のよし即チ書籍也

一 休和尚ノ歌 世の中ハウあてとこにて移ておきて物甚後ハ志ぬるごとく也 一休地持よつとてしりてこすハ屎^{クツ}ひきりてこハ糞^{クツ}器^{クツ}志^{クツ}の公^{クツ}良^{クツ}志^{クツ}又^{クツ}れとすもしと云ふ九^{クツ}細^{クツ}志^{クツ}云々 げまし人の一生ハ食てとこにて痛^{クツ}ケ^{クツ}記^{クツ}るよりわの事み一此事^{クツ}た^{クツ}母^{クツ}す^{クツ}く^{クツ}あ^{クツ}り^{クツ}ぐ^{クツ}と^{クツ}事^{クツ}ゆ^{クツ}ゆ^{クツ}く^{クツ}居^{クツ}つ^{クツ}く^{クツ}人^{クツ}あり士農工商各々の家業と勤^{クツ}る^{クツ}ハ^{クツ}食^{クツ}て^{クツ}と^{クツ}こ^{クツ}にて^{クツ}移^{クツ}て^{クツ}か^{クツ}ら^{クツ}く^{クツ}其^{クツ}の^{クツ}よ^{クツ}う^{クツ}て^{クツ}死^{クツ}ぬ^{クツ}づ^{クツ}か^{クツ}ぬ^{クツ}じ^{クツ}れ^{クツ}る^{クツ}居^{クツ}る^{クツ}つ^{クツ}く^{クツ}が^{クツ}家

業とも勤めがざりしとと勤^{クツ}る^{クツ}も^{クツ}人^{クツ}の^{クツ}室^{クツ}と^{クツ}同^{クツ}あ^{クツ}て^{クツ}り^{クツ}て^{クツ}好^{クツ}色^{クツ}大^{クツ}酒^{クツ}博^{クツ}奕^{クツ}して一^{クツ}生^{クツ}と^{クツ}送^{クツ}る^{クツ}ん^{クツ}て^{クツ}す^{クツ}ら^{クツ}の^{クツ}ハ^{クツ}道^{クツ}路^{クツ}子^{クツ}倒^{クツ}ん^{クツ}死^{クツ}す^{クツ}る^{クツ}御^{クツ}座^{クツ}の前^{クツ}く^{クツ}死^{クツ}す^{クツ}る^{クツ}也^{クツ}

一 崩薨 今^{クツ}山^{クツ}崩^{クツ}薨^{クツ}の^{クツ}差^{クツ}別^{クツ}と^{クツ}奉^{クツ}ら^{クツ}れ^{クツ}る^{クツ}文^{クツ}り^{クツ}く^{クツ}も^{クツ}唯^{クツ}喪^{クツ}葬^{クツ}令^{クツ}ニ^{クツ}凡^{クツ}百^{クツ}官^{クツ}身^{クツ}亡^{クツ}者^{クツ}親^{クツ}王^{クツ}及^{クツ}ニ^{クツ}位^{クツ}以^{クツ}上^{クツ}ハ^{クツ}称^{クツ}薨^{クツ}五^{クツ}位^{クツ}以^{クツ}上^{クツ}及^{クツ}皇^{クツ}親^{クツ}称^{クツ}卒^{クツ}六^{クツ}位^{クツ}以^{クツ}下^{クツ}達^{クツ}於^{クツ}庶^{クツ}人^{クツ}称^{クツ}死^{クツ}ト^{クツ}ス^{クツ}の^{クツ}も^{クツ}う^{クツ}て^{クツ}天子^{クツ}ハ^{クツ}崩^{クツ}ハ^{クツ}稱^{クツ}一^{クツ}皇^{クツ}后^{クツ}ハ^{クツ}薨^{クツ}ト^{クツ}稱^{クツ}す^{クツ}る^{クツ}ハ^{クツ}是^{クツ}の^{クツ}也^{クツ}然^{クツ}れ^{クツ}も^{クツ}日^{クツ}和^{クツ}紀^{クツ}垂^{クツ}仁^{クツ}天^{クツ}皇^{クツ}ニ^{クツ}十^{クツ}二^{クツ}年^{クツ}皇^{クツ}后^{クツ}日^{クツ}葉^{クツ}酢^{クツ}媛^{クツ}命^{クツ}薨^{クツ}ト^{クツ}あり又^{クツ}敏^{クツ}達^{クツ}天^{クツ}皇^{クツ}四^{クツ}年^{クツ}皇^{クツ}后^{クツ}廣^{クツ}姬^{クツ}薨^{クツ}ト^{クツ}あり是^{クツ}皇^{クツ}后^{クツ}ハ^{クツ}崩^{クツ}ト^{クツ}ス^{クツ}ハ^{クツ}す^{クツ}て^{クツ}薨^{クツ}ト^{クツ}稱^{クツ}す^{クツ}る^{クツ}の^{クツ}古^{クツ}證^{クツ}也^{クツ}皇^{クツ}后^{クツ}ノ^{クツ}位^{クツ}貴^{クツ}ト^{クツ}す^{クツ}る^{クツ}も^{クツ}天子^{クツ}ノ^{クツ}同^{クツ}ト^{クツ}す^{クツ}る^{クツ}也^{クツ}天子^{クツ}ト^{クツ}一^{クツ}人^{クツ}ト^{クツ}稱^{クツ}一^{クツ}至^{クツ}尊^{クツ}ト^{クツ}稱^{クツ}す^{クツ}る^{クツ}も^{クツ}ハ^{クツ}外^{クツ}ハ^{クツ}相^{クツ}比^{クツ}ト^{クツ}ス^{クツ}位

の人多かりし依り皇后ハ天子同く崩し祔せず
薨し祔せず正礼し然れども後リ布紀廢帝天平宝字
四年六月皇后崩しあり扶桑略記其外諸書皇后崩
し記しあり正礼と失つ祔し若し儲君即位の
後先皇ノ皇后薨ししむひあハ尊崇し別敕よりつて
崩し祔すゆハありきん正礼ノ布ありし或ハ時
代よりして皇后の權威強く平日其位天子と同等の
事とゆひし世ハ皇后の薨し至てし天子と差別なく
崩し祔す事ありし是又正礼の外し

一 遺言辭院号 予七十歳小迫くありぬ中ぐ死べし故
寺の和名遺言ノ文ヲ書テ示しぬ其文ニ云拙者死むに節

追号し事院号居士号等長ヲ祔号世宗ヲ云む唯何し
初しニ号名四行ニあり殊ニ寺号院号ハ撰政園白
將軍家等其寺院と建立しあり依り其寺院の号と
稱し其事ニは假令其寺院建立しありても建立せず
しこれの高貴の人ハ寺院号と稱ししは實ありし哉
等しき極き武士の身として院号祔しりかきし
いしに依りては後ト入るん

言しぬ身ハありし人ありしありあし名ありし

天明元年 七月十九日 伊勢平藏貞丈自書判

寺ハ武藏国荏原郡芝村西ノ久保西岳山大養寺し

一 神代事蹟 神代の事蹟と云ふ事ハカク神代ノ文字を
 リルハ神代ノ文字ハ神代ノ書籍を只古人ノ語り傳ノ
 其語傳し人ノ聞傳し所異同區々ありと應神天皇
 十五二年百濟國より好テ文字傳り夫レノ遺後ノ文字
 けくハ成氣イロノ語に至リ神代ノ語り傳と書記と
 此レも其語傳ノ聞傳ノ日イロノ如ク書記中ノ日イロ
 事ニ日本紀ニアルフミ一書曰くして諸書ノ不同と其傳ふ事ハ
 何レと正説と決定しイロと云ふ事ハカク神代ノ昔ノ
 事ハげしイロ有イロ事イロ然イロ後代巫學者ノ
 徒神代ノ事と説くイロ今日見イロと説く
 詳イロ遇イロカノ神ノ所ニワサ為イロ事イロ思イロれ

ざる奇怪ノ事イロハ陰陽五行相生相射ノ理と云へイロ或ハ
 佛説ノ二世因果方便神通神變等ノ説と云へイロ幸強
 附會ノ妄説と云へイロ或ハ神ノ教イロ儒家ノ仁義
 礼智孝悌忠信ノ道と述べて併イロて妄説と巧む
 皆後世ノ巫學者流ノ所為イロと云へイロ神ノ事ハ
 えイロ神代ノ書イロ古人ノ口々イロ傳イロ傳イロ聞傳イロノ事
 ありハ半實半虚ありイロ一イロ万古ノ事イロあれハ詳イロ不明
 ありイロ百年五十年前ノ事イロスラ虚實異同ノ説區
 々イロ猶迫イロ今日イロ何隔イロ所イロ往來ノ人
 ノ闕諦イロ事イロと説くイロ諸説異同あり虚實決難イロ
 是イロを以て考イロ柳諸國ノ神イロ本社ノ神靈イロハ奇妙イロ

不測ノ靈驗著明事あり是神徳の侮アハル一々あり而も畏
素む一必汝神理きて終シカる一狭小人の智
を以て其神理と搜事ハ叶さるも其神理ハ一
人知ハ後一竹たけ乃すなはちせんやされハ孔子の聖智あり
怪カ礼神と語ことば一々然も今宋朝の性理の学
と好む徒ハ理より神と侮者あり愚一謂つ一理
学のえ祖朱喜ノ謂ふ人心ノ靈莫不有知而天下ノ物
莫不有理惟於理有未窮故其知有不不盡まし一
愚拙ハ人心ハ靈妙ハ一知あり一一人の知ハ後
一限あり天理ハ深こ一限あり故其理と未窮あり
其知ハ盡す一其理と窮れ盡すハ叶ハざるも

然も朱喜の意ハ益窮きう之を以求もと至いた乎や其極きよくも是叶
ハざる事と求もとも無益の事也大學ノ書の本文ハ致知格
物ものとあり窮理きうりとありハ朱喜格物とあり
窮理のきうり一格物かくぶつハ人間の事情と能辨と通
達と事ことなり

深こ字訓しんじ ツミつみとハ膚はだと痛いたむいたなり起おこし詞ことばあり人
とツミつみとツミつみナフなハナフなハ助語すけご也なりオおナフなトモナフな
イサナフいのナフな同どう

ムタ事 俗語ハ無益の事とムタ事むたとハ本もとハムナ事むなト
ト音相通おとねあシムナトト略りやくトムナ事むなトひムナ事むな轉てんト
ムタ事むたト古ふる謂いふ人の乗のりト空カラ車くるまトムナ車むなト

ムナシキ車し俗語小字ハムク車し。ムナハ空ノ字し俗語クム

カシヨシム俗語の本と知れハ
雅俗不通達す。

一日下部 菅沼貞主問曰日下部氏とカサカハト訓カサカハ云々

答曰クサカハハカサカハ一ノ字カト云々春日とカスカ

二日三日とツツカ。カト云々カハサガリの略云々

カサガリ略してカサガシカハク。音相通云々ハカと轉

クシ云々クサカハト云々。姓氏録小其所由詳云々

云々

安齊隨筆卷之九終

